

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>●事務全体の概要 児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行なっている。</p> <p>●住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①受給者世帯の住民情報、特別児童扶養手当関係情報、施設入所支援に関する情報を照会し、資格認定をする。 ②所得情報、年金情報を照会し、支給額の判定する。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)が「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」とある項(57の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部 子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市 福祉子ども部 子ども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I 関連情報 3. 評価実施機関における担	こども課長 荒田 雅郎	こども支援課長 昔農 久美子	事後	平成30年4月1日付け人事異動に伴うもの
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 3. 評価実施機関における担	こども支援課長 昔農 久美子	こども支援課長	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	「市町村長」 「児童手当法による児童手当又は特例給付」	「都道府県知事等」 「児童扶養手当法による児童扶養手当」	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定保護評価書		基礎項目評価書	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報)		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取		委託しない	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 8. 監査		自己点検	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発		特に力を入れて行っている	事後	項目新設
令和2年4月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第37項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 第1～6項	番号法第9条第1項 別表第一第37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	訂正
令和2年4月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠)	(別表第二における情報照会の根拠)	事後	訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令状の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	項を号に訂正 法改正によるもの
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム		106	事後	106の項を追加
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	